

○長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

平成5年3月29日

条例第4号

沿革 昭和45年10月条例第36号

改正 平成13年6月29日条例第22号

令和4年12月20日条例第47号

令和5年3月23日条例第20号

令和7年12月19日条例第114号

(趣旨)

第1条 この条例は、駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）の規定に基づき、建築物における駐車施設の附置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(周辺地区)

第3条 法第20条第2項に規定する周辺地域内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域を除く市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定による市街化区域をいう。）内で、市長が指定する区域とする。

2 市長は、周辺地区を指定し、又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次の表の（ア）の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の延べ面積が、同表の（イ）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、同表の（ウ）の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（エ）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（駐車施設の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下この条及び次条において同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の（オ）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。）の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区
(イ)	1,000平方メートル	2,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他の店舗の	特定用途（百貨店その他特定用途（共同住宅を除く。）に

用途に供する部分		の店舗及び共同住宅を除く。) に供する部分	供する部分
(工)	150平方メートル	250平方メートル	
(オ)	1 - ((1,000平方メートル × (6,000平方メートル建築物の延べ面積)) / (6,000平方メートル × (ウ) の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分の延べ面積 - 1,000平方メートル × 建築物の延べ面積))	1 - ((6,000平方メートル建築物の延べ面積) / (2 × 建築物の延べ面積))	
備考 (ウ) の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。			

(建築物の新築の場合の荷さばきのための駐車施設の附置)

第5条 次の表の(ア)の項に掲げる地区又は地域内において、特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の延べ面積が、同表の(イ)の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数のうち、同表の(ウ)の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の(工)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値(建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の(オ)の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する荷さばきのための駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、当該建築物の敷地の面積が1,000平方メートルに満たない場合又は共同で荷さばきを行うための駐車施設の計画的な整備及び活用その他の代替措置によりこの条による荷さばきのための駐車施設の整備と同等以上の効力があると市長が認める場合においては、この限りでない。

(ア)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区
(イ)	2,000平方メートル			3,000平方メートル
(ウ)	百貨店その他 の店舗の用途 に供する部分	事務所の用途 に供する部分	倉庫の用途に 供する部分	特定用途(百 貨店その他 の店舗、事務所、 倉庫及び共同 住宅を除く。) に供する部分
(エ)	3,000平方メー トル	5,000平方メー トル	1,500平方メー トル	4,000平方メー トル
(オ)	1 - ((6,000平方メートル建築物の延べ面積) / (2 × 建築物の延べ面積))			5,000平方メートル

建築物の延べ面積))	ルー建築物の延べ面積)
	／(建築物の延べ面積))
備考 (ウ)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。	

(大規模な事務所の特例に係る大規模遞減)

第6条 前2条の規定にかかわらず、延べ面積が10,000平方メートルを超える事務所の用途に供する部分を有する建築物にあつては、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち、10,000平方メートルを超える50,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.7を、50,000平方メートルを超える100,000平方メートルまでの部分の延べ面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の延べ面積に0.5をそれぞれ乗じたものの合計に10,000平方メートルを加えた面積を当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、これらの規定を適用する。

(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)

第7条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分が増加することとなるもののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなした場合において前3条の規定を適用したときに附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなした場合においてこれらの規定を適用したときに附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数(当該増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、当該増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならなかつた最小の規模の駐車施設の駐車台数を超えているときは、その超えている分の台数を控除する。)以上の規模を有する駐車施設を、当該増築若しくは用途変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

(建築物の敷地が地区又は地域の内外にわたる場合)

第8条 建築物の敷地が、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区又はこれら以外の地域内のいずれかの2以上の地区又は地域内にわたるときは、当該敷地の最も大きな部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から前条までの規定を適用する。

(駐車施設の規模等)

第9条 第4条、第6条又は第7条の規定により附置しなければならない駐車施設は、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせができるものとし、自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上としなければな

らない。

2 前項の規定にかかわらず、建築物に附置すべき駐車施設のうち、少なくとも次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない。ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物に附置すべき駐車施設の台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
- (2) 建築物に附置すべき駐車施設の台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

3 第5条から第7条までの規定により附置しなければならない荷さばきのための駐車施設は、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとし、自動車の駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上としなければならない。ただし、建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

(特殊の装置)

第10条 第4条、第6条又は第7条の規定により附置しなければならない駐車施設において特殊の装置を用いる場合は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条に規定する特殊の装置として国土交通大臣が認定したものと同等の安全性を有するものとし、前条第1項及び第2項の規定は適用しない。

(届出)

第11条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置しようとする者は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知をする前に、当該駐車施設の位置、規模、構造等を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設（次条第1項又は第2項の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。第17条第1項において同じ。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に、市長に届け出なければならない。

(駐車施設の設置場所に係る附置の特例)

第12条 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が認める場合において、当該建築物の敷地から

おおむね300メートル以内の場所に駐車施設を設置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。

- 2 第4条から第7条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物の周辺の交通事情、土地利用等の状況により、2以上の建築物の駐車施設を合わせて設置することが合理的であると認められる場合において、市長が別に定める規模以上の駐車施設を設置したときは、当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置したものとみなす。
- 3 前2項の規定により駐車施設を設置しようとする者は、前条の規定による届出をする前に、当該駐車施設の位置、規模、構造等について、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(公共交通利用促進措置に係る駐車施設の附置の特例)

第13条 第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置すべき者が、建築物（百貨店その他の店舗の用途に供する部分のある建築物を除く。以下「特定建築物」という。）に通勤する者に対し、公共交通機関の利用促進に資する措置（以下「公共交通利用促進措置」という。）を講ずる場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより、あらかじめ、公共交通利用促進措置に関する計画を市長に提出し、その承認を受けなければならない。承認を受けた同計画を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前項の規定による承認を受けた者が、公共交通利用促進措置の全部又は一部を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 4 第2項の規定による承認を受けた者は、市長が別に定めるところにより、公共交通利用促進措置の実施状況について、市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、第2項の規定による承認を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
 - (1) 公共交通利用促進措置の全部又は一部を講じないとき。
 - (2) 第2項後段の規定に違反したとき。
 - (3) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 6 第3項の規定により廃止の届出をし、又は前項の規定により承認を取り消された者は、第4条又は第7条の規定に適合するように駐車施設を設けなければならない。

(都市再生緊急整備地域に係る駐車施設の附置の特例)

第14条 第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地が、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域をいう。）の区域内にある場合は、市長が別に定めるところにより、当

該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(二輪車等駐車施設を設置する場合の駐車施設の附置の特例)

第15条 第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置しなければならない特定建築物の敷地内に二輪車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。）のための駐車施設を設置する場合は、市長が別に定めるところにより、当該特定建築物に附置しなければならない駐車施設の台数を減ずることができる。

(適用除外)

第16条 建築基準法第85条に規定する仮設建築物を新築し、増築し、又は用途変更をしようとする者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

2 新たに駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区に指定された区域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定にかかわらず、当該地区又は地域の指定前の例による。

(駐車施設の管理)

第17条 第4条から第7条までの規定により附置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように管理しなければならない。

2 第10条の規定により特殊の装置を用いる駐車施設の所有者又は管理者は、当該特殊の装置の保守点検を定期的に行わなければならない。

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第19条 市長は、第4条から第7条まで、第9条又は第17条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(罰則)

第20条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかつた者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第11条第1項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の刑を科する。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、平成5年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年6月29日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、平成14年1月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月23日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月19日条例第114号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定（「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加える部分を除く。）、第9条第1項の改正規定及び第12条から第14条までの改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例第9条第2項の規定は、令和8年10月1日以後に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手する者から適用し、同日前に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、なお従前の例による。